

二 次のいずれにも該当する市町村であること。  
イ 前号イに該当すること。  
ロ 前々年の一月一日において、当該市町村に属する標準地であつて住宅地であるものについて地価公示法第二条第一項の規定により公示された価格の平均額が、首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内の市町村に属する標準地であつて住宅地であるものについて地価公示法第二条第一項の規定により公示された価格のうち

省

令

ハ 次に掲げる事項を公表していること。  
(1) 特定教育・保育施設等の整備の用に供する土地の確保その他の教育・保育(子ども・子育て支援法第十四条第一項に規定する教育・保育をいう)の提供体制を確保するために講じている措置に関する事項  
(2) (1)の措置を講じてもなお特定教育・保育施設等の整備の用に供する土地を確保することが困難である旨及びその理由  
備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。  
附則 この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律(平成三十年法律第六十六号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○環境省令第十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成二十九年法律第六十二号)及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第七号)の施行に伴い、並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づき特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成三十年九月二十七日 環境大臣 中川 雅治

第一條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(一) 一般廃棄物の輸出の確認の申請等) 第六條の二十七 (略)</p> <p>2 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の一般廃棄物(分析試験の用に供するものを除く。)の輸出を一年間に二回以上行おうとする者又は三年間に二回以上行おうとする者(その輸出が経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事會決定第二章D(2)のケース2に規定する事前の同意が与えられていない施設への越境移動に該当する場合に限る。第三号において同じ。)は、一般廃棄物の輸出の一括確認(以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という)を受け、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(一) 一般廃棄物の輸出の確認の申請等) 第六條の二十七 (略)</p> <p>2 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の一般廃棄物(分析試験の用に供するものを除く。)の輸出を一年間に二回以上行おうとする者又は三年間に二回以上行おうとする者(その輸出が経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事會決定第二章D(2)のケース2に規定する事前の同意が与えられていない施設への越境移動に該当する場合に限る。)は、一般廃棄物の輸出の一括確認(以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という)を受け、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

三 当該一般廃棄物の輸出を行う期間（前号に掲げる日から起算して一年（当該一般廃棄物の輸出を三年間に二回以上行おうとする者にあつては、三年）を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四・五 (略)

355 (略)

(産業廃棄物の輸出確認の申請等)

第十二条の二十五 (略)

2 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の産業廃棄物（分析試験の用に供するものを除く。）の輸出を一年間に二回以上行おうとする者又は三年間に二回以上行おうとする者（その輸出が経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第二章D②のケース2に規定する事前の同意が与えられている施設への越境移動に該当する場合に限る。第三号において同じ。）は、産業廃棄物の輸出の一括確認（以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。）を受け、前項各号に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該産業廃棄物の輸出を行う期間（前号に掲げる日から起算して一年（当該産業廃棄物の輸出を三年間に二回以上行おうとする者にあつては、三年）を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四・五 (略)

355 (略)

6 産業廃棄物（輸入された廃棄物であつて仮に陸揚げされたものに限る。）を当該輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一の三による届出書を環境大臣に提出することができる。

一・二 (略)

三 当該産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その数量を含む。）

四・六 (略)

(権限の委任)

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第六条の二十七第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）

三 第六条の二十七第四項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限り。）

四 第六条の二十八第一項及び第三項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸出の届出に係るものに限り。）

五 第六条の二十七第五項に規定する権限

六・七 (略)

三 当該一般廃棄物の輸出を行う期間（前号に掲げる日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四・五 (略)

355 (略)

(産業廃棄物の輸出確認の申請等)

第十二条の二十五 (略)

2 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の産業廃棄物（分析試験の用に供するものを除く。）の輸出を一年間に二回以上行おうとする者又は三年間に二回以上行おうとする者（その輸出が経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第二章D②のケース2に規定する事前の同意が与えられている施設への越境移動に該当する場合に限る。）は、産業廃棄物の輸出の一括確認（以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。）を受け、前項各号に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該産業廃棄物の輸出を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四・五 (略)

355 (略)

6 産業廃棄物（輸入された廃棄物であつて仮に陸揚げされたものに限る。）を当該輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一の三による届出書を環境大臣に提出することができる。

一・二 (略)

三 当該産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その数量を含む。）

四・六 (略)

(権限の委任)

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第六条の二十七第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）

三 第六条の二十七第四項及び第六条の二十八第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限り。）

(新設)

四 (新設)

四・五 (略)

<p>八 法第十五条の四の五第一項及び第四項に規定する権限（法第十五条の四の五第一項の許可に係る第十二条の二十の二十第一項第二号、第五号及び第九号から第十一号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の五第一項の許可に係る当該事項と同等である場合に限る。）</p> <p>九 第十二条の二十の二十四項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）</p> <p>十 第十二条の二十の二十一第一項及び第三項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸入の届出に係るものに限る。）</p> <p>十一 第十二条の二十の二十五項に規定する権限</p> <p>十二 法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第十二条の二十の二十五第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当該事項と同等である場合に限る。）</p> <p>十三 第十二条の二十の二十五第四項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）</p> <p>十四 第十二条の二十の二十六第一項及び第三項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸出の届出に係るものに限る。）</p> <p>十五 第十二条の二十の二十五第五項及び第六項に規定する権限</p> <p>十六、十八（略）</p>	<p>六 法第十五条の四の五第一項及び第四項に規定する権限（法第十五条の四の五第一項の許可に係る第十二条の二十の二十第一項第二号、第五号及び第九号から第十一号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の五第一項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る。）</p> <p>七 第十二条の二十の二十四項及び第十二条の二十の二十一第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）</p> <p>（新設）</p> <p>八 法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第十二条の二十の二十五第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）</p> <p>九 第十二条の二十の二十五第四項及び第十二条の二十の二十六第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>十、十四（略）</p>		
<p>（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部改正）</p> <p>第二条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="627 181 831 1126"> <p>改正後</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十二条 法第二十三条第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号から第八号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第十二条（第十六条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限</p> <p>三、五（略）</p> <p>六 令第十条から第十二条までに規定する権限</p> <p>七 施行規則第二十六条に規定する権限</p> <p>八 施行規則第二十八条第二項に規定する権限</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。</p> </td> <td data-bbox="116 181 627 1126"> <p>改正前</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十二条 法第二十三条第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号から第五号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第十二条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する権限</p> <p>三、五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十七号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。</p> </td> </tr> </table>	<p>改正後</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十二条 法第二十三条第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号から第八号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第十二条（第十六条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限</p> <p>三、五（略）</p> <p>六 令第十条から第十二条までに規定する権限</p> <p>七 施行規則第二十六条に規定する権限</p> <p>八 施行規則第二十八条第二項に規定する権限</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。</p>	<p>改正前</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十二条 法第二十三条第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号から第五号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第十二条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する権限</p> <p>三、五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十七号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。</p>	<p>改正前</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十二条 法第二十三条第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号から第五号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第十二条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する権限</p> <p>三、五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十七号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。</p>
<p>改正後</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十二条 法第二十三条第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号から第八号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第十二条（第十六条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限</p> <p>三、五（略）</p> <p>六 令第十条から第十二条までに規定する権限</p> <p>七 施行規則第二十六条に規定する権限</p> <p>八 施行規則第二十八条第二項に規定する権限</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。</p>	<p>改正前</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十二条 法第二十三条第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号から第五号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第十二条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する権限</p> <p>三、五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十七号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。</p>		

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

2 (地方環境事務所組織規則の一部改正)

(地方環境事務所組織規則(平成十七年環境省令第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後

改 正 前

(廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務)

第九条 廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 特定有害廃棄物等(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)に規定する特定有害廃棄物等をいう。第三号及び第四号において同じ。)に係る輸移動書類及び輸移動書類に係る届出の受理に関すること。

三 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく再生利用等事業者に関すること。

四(七) (略)

八 廃棄物(廃棄物処理法に規定する廃棄物をいう。第十一号及び第三十六号において同じ。)の輸入及び輸出に関すること。

九(三六) (略)

(環境対策課の所掌事務)

第十条 (略)

2 北海道地方環境事務所の環境対策課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九条各号(第十三号を除く。)に掲げる事務をつかさどる。

(管轄区域の特例)

第五十二条 (略)

事務

地方環境事務所

区域

東北地方環境事務所

福島県内の区域

第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十六号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及

(廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務)

第九条 廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 特定有害廃棄物等(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)に規定する特定有害廃棄物等をいう。次号において同じ。)に係る輸移動書類及び輸移動書類に係る届出の受理に関すること。

(新設)

三(六) (略)

七 廃棄物(廃棄物処理法に規定する廃棄物をいう。第十号及び第三十五号において同じ。)の輸入及び輸出に関すること。

八(三五) (略)

(環境対策課の所掌事務)

第十条 (略)

2 北海道地方環境事務所の環境対策課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九条各号(第十二号を除く。)に掲げる事務をつかさどる。

(管轄区域の特例)

第五十二条 (略)

事務

地方環境事務所

区域

東北地方環境事務所

福島県内の区域

第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十一号まで及び第十九号から第三十五号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及

(略)	<p>び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務(第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。)</p>
(略)	
(略)	

(略)	<p>び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務(第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。)</p>
(略)	
(略)	

○防衛省令第六号

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十五条第三項及び第六十七条第一項(同法第七十五条の八において準用する場合を含む。)並びに自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第九十七条の二(同令第九十二条の七において準用する場合を含む。)及び第九十七条の六(同令第九十二条の七において準用する場合を含む。)の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十七日

防衛大臣 小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次 第一章・第二章 [略] 第三章 隊員 第一節 第十節 [略] 第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供(第八十六条の四) 第十二節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給(第八十六条の四)</p>	<p>目次 第一章・第二章 [同上] 第三章 隊員 第一節 第十節 [同上] 第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供(第八十六条の四)</p>

<p>四の二・第八十六条の四の(三)</p> <p><b>第二十五条</b> 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。</p> <p>一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上三十三歳未満</p> <p>二 [略]</p> <p>2 自衛官候補生の採用は、年齢十八歳以上三十三歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。</p> <p><b>第三十三条</b> 予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。</p> <p>一 陸士長、海士長又は空士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上五十五歳未満</p> <p>二 [略]</p>	<p><b>第二十五条</b> 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。</p> <p>一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上二十七歳未満</p> <p>二 [同上]</p> <p>2 自衛官候補生の採用は、年齢十八歳以上二十七歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。</p> <p><b>第三十三条</b> 予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。</p> <p>一 陸士長、海士長又は空士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上三十七歳未満</p> <p>二 [同上]</p>
---	--